

と、国際連合（以下、「国連」）主導の各種の人権条約などによって、他國の人権状況についての国際的監視が行われるようになってきています。

人権は、もともと国家と個人の問題としてどうえられていきました。しかし、最近では、社会に対して大きな影響を与える集団となってきた企業についても、國家と同様にさまざまな人の人権に配慮し尊重する責務があるとする考え方が出ています。

の権利は第三世代の人権であるというどちら方もあります。戦争や地球環境の悪化により人類の生存自体が困難になれば人権も無意味になることから、第一世代、第二世代の人権の基盤となる人権であるとしています。

日本などにおいても、高度情報化などの社会の変化にともない、プライバシー権や肖像権といった権利が主張されてきています。

■あいさつをする

人と人のコミュニケーションは気持ちのよいあいさつからはじまります。他の人を理解する出発となるのがあいさつです。

■関心をもち正しく知る

「愛の反対は憎しみではない無関心だ」これは、マザー・テレサが残した言葉です。無関心でいること、苦しむ者にかかわりをもたずに傍観者であることが、憎しみ以上であるといふのです。

無関心でいると、正しい知識を得られないまま、誤った理解に陥ってしまいかちになります。それから生まれる固定観念（ステレオタイプ）による思い込みや決めつけがマイナスの感情と結びつくと、偏見になります。見かけや噂話でのみ判断するのではなく、関心をもち、正しく知ろうすることが大切です。

■違いを認め合う

社会は、さまざまな価値観をもつた人やいろいろな年齢、国籍の人によつて成り立っています。自分と異なる人を変わっているからと、排除したり、認めないと認めた人がいる。一人ひとりがお互いの違いを認め、お互いの権力を尊重し、多様性を容認することが大切です。

■さまざまな人と交流する

人を思いやり、心を通わせるためには、人のことをよく知り、理解することが大切です。そのためには、自分の心を開いて、年齢、性別、国籍などにこだわらず、さまざまな人と交流することが大切です。

日々の行動から取り組みましょう

人権文化をすすめるために、家庭、地域、職場、学校など日常生活の中で、私たちにできることは何でしょうか。

■あらゆる人に人権を

「世界人権宣言」（1948年）を契機として、人権は、あらゆる人々に普遍的に存在しているという考え方があがりました。また、第二次世界大戦以降は、人権の尊重が平和の基盤となるとの認識のも

このように、時代や社会の変化につれて、人権はさまざまな面で多様な広がりを見せていました。人々の幸せを保障する人権は、人々の生活が変化していく限り、これからもさまざまな広がりを見せていきましょう。

人権
キーワード

■21世紀は「人権の世紀」

日本国憲法第97条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」とあります。人権は、もともと存在し認められていたものではなく、人類の長い歴史の流れの中で、人々が命をかけ、多くの試練を乗り越えて獲得してきたものです。

21世紀は、「人権の世紀」とも言われ



3 人権への取組

人権感覚を磨きましょう

人権文化あふれる社会とは、一人ひとりが大切にされ、個人が個人として生きいくと輝いている社会です。私たち一人ひとりが人権感覚を磨き、意識を高め、人権尊重の社会をつくっていきましょう。

世界人権宣言採択の経緯

20世紀に、世界を巻き込んだ戦争が二度も起り、かつてない人権の侵害や抑圧が横行した経験から、人権の保障が世界平和の基礎であるという考えが主流になりました。

その発足に先立ち作られた国連憲章は、「人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を目的の一つとして掲げています。

そして、1948(昭和23)年12月10日の第3回総会(パリ)において、すべての人と国が守るべき基準としての「世界人権宣言」を採択しました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定め、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。法的な拘束力をもつものではありませんが、その主旨が世界各国の憲法や法律に取り入れられ、世界の人々にとって希望と励みの源となっており、この宣言により、人権を守る動きは大きく進んでいます。

世界人権宣言の内容

世界人権宣言は、前文と全30条の条文からなり、だれもが自由であることに保証される自由権(第1~20条)、参政権(第21条)、国家や地方公共団体の

関与によって保障される社会権(第22~27条)にわけて規定しています。また、第29条では、「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う」とし、「他人の権利及び自由を尊重しなければならず、民主的社会における道徳、公の秩序と福祉のため定められた法律の制限に服すべき」と、他者の人権への理解をうたっています。

人権関係諸条約

現在では、人権は、国際社会全体に関わる重要な問題であるという考え方が一般的になっています。

世界人権宣言が採択された後も、この宣言で規定された権利に法的な拘束力をもたせるため、多くの条約が国連で採択されています。中でも、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が、1966(昭和41)年の国連総会において全会一致で採択されました。この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。

これに加えて、人種差別撤廃条約や児童の権利条約、障害者権利条約など、国連が中心となり個別の人権保障のための条約が作成されており、日本も、国際的に

自分を受け入れる

自分自身に肯定的な感情をもつこと、自分を価値ある存在だと思う気持ちを「自尊感情」と言います。欠点や短所も含めてまるごとの自分を受け入れ、「自分が好きだと感じる」と「自分の価値を認めること」といった自分の存在を肯定する意識のことです。自尊感情を高めるには、周囲から愛され温かく包まれているという感覚、友だちと話が通じ合えるという感覚、自分は努力し、やり通すことができるという感覚、今の自分が好きだという感覚をもつことが大切です。

相手を思う想像力を育む

日常生活の中で、相手の人権について全く気づいていないかたり、そのことが深刻な問題であるという認識に欠けたりして、知らず知らずのうちに他の人の人権を侵害してしまうことがあります。お互いの人に配慮し相手を思う想像力を育むことが大切です。

支え合う心をもつ

人は、一人で生きているわけではなく、お互いに支え合って生きています。他の人の人権を守ることが、自分自身の人権を守ることにつながります。常に自分の人権と他の人の人権が共存していくように共生の心をもつことが大切です。

感性を育む

日常生活において、自分の人権のみを主張することが、他の人の人権を侵害する場合があります。人権侵害を受けた当事者の声に耳を傾けたり、さまざまな情報に積極的に触ることなどを通して、人権侵害の痛みがわかる感性を育むことが大切です。

つながる命を感じる

今ある私たちの命は、祖先から受け継がれてきたものです。つまり、何百年も何千年も何万年も前の命とつながっているのです。祖先の中の一人でも欠けていれば、今自分は存在しません。また、一人でも違う人だったとすれば、今の自分とは違う自分であります。そう考えれば、命の重さ、尊さを感じずにはいられません。

この尊い命を互いに守り合い、未来に受け継いでいくためには、人間以外の生き物や自然環境の保護など地球規模で考え、取り組む必要があります。私たちのかけがえのない命を、胸を張って未来にバトンタッチしたいものです。

7人権文化をすすめるために

重要な役割を果たすことが期待されています。

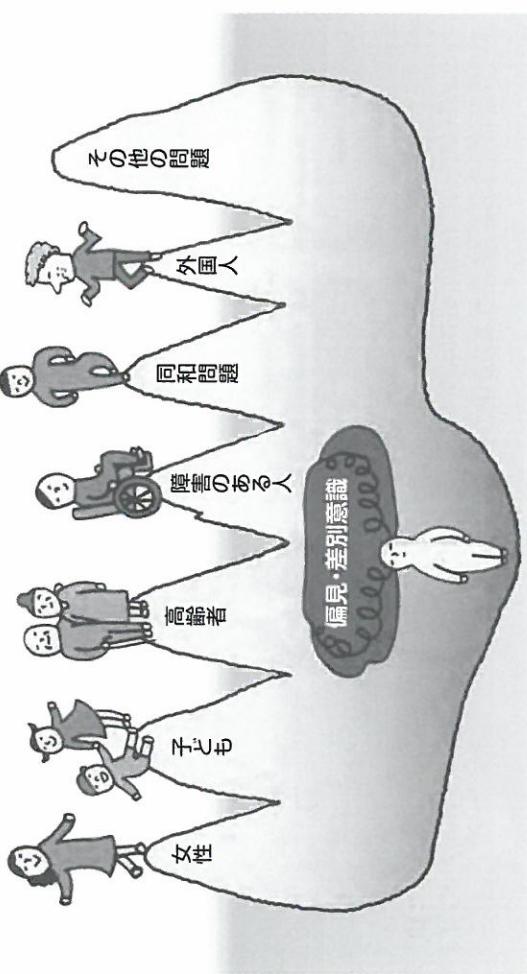
人権教育のための国連10年

人権文化をすすめるためには、さまざまの人権課題の根底にあるものは何かと考え、人権の視点から見つめ直し、感性を高め、行動につながるように努めることが大切です。

人権課題に共通する意識(偏見や差別意識)について

海に浮かぶ氷山は、水面上にあらわれている部分がごく一部であり、ほとんどの部分は水面下に沈んでいます。私たちの社会にあるさまざまな人権課題は、ちょうどこの氷山の一角として水面上にあらわれている部分といえます。

水面上の個々の問題を解決するためには、温かい海水が水面下の氷を溶かしていくように、私たちの暮らしの中で、人を思いやり、大切にし、お互いを認め合えるような温かい人間関係を育み、心のつながりをもつことが必要です。



■日本が締結している主な人権関係条約

①国連採択年月日 (⑥)日本の締結年月日	経済的、社会的及び文化的の権利に関する国際規約(社会権規約／A規約) ④1966.12.16 (⑥)1979.6.21
②	市民的及び政治的权利に関する国際規約(自由権規約／B規約) ④1966.12.16 (⑥)1979.6.21
③	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約) ④1965.12.21 (⑥)1995.12.15
④	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約) ④1979.12.18 (⑥)1985.6.25
⑤	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約) ④1949.12.2 (⑥)1958.5.1
⑥	難民の地位に関する条約(難民条約) ④1951.7.28 (⑥)1981.10.3
⑦	難民の地位に関する条約(婦人参政権条約) ④1967.1.31 (⑥)1982.1.1
⑧	婦人の参政権に関する条約(婦人参政権条約) ④1953.3.31 (⑥)1955.7.13
⑨	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約) ④1984.12.10 (⑥)1999.6.29
⑩	児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) ④1989.11.20 (⑥)1994.4.22
⑪	武力紛争における児童の関与に関する条約の選択議定書 児童の権利に関する条約の選択議定書 ④2000.5.25 (⑥)2004.8.2
⑫	児童売買、児童買春及び児童ボルノに関する強制失踪からのすべての者の保護に関する条約の選択議定書 児童の権利に関する条約の選択議定書 ④2000.5.25 (⑥)2005.1.24
⑬	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約) ④2006.12.20 (⑥)2009.7.23
⑭	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約) ④2014.1.20

日本の取組

世界的に人権尊重の気運が高まる中で、日本も、戦後、人権に関する多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わりました。「世界人権宣言」採択当時、日本はまだ連合軍の占領下にあり、国連にも加盟していませんでしたが、主権を回復することになった1951(昭和26)年のサンフランシスコ平和条約の前文では、「世人人権宣言の目的を実現するため努力する意思を宣言しました。それとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

1995(平成7)年には、「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997(平成9)年には、「国内行動計画」が策定されました。人権という普遍的文化を構築することを目的に、国の各省庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて

訓練・研修、広報、情報提供等の努力を積極的に行うとともに、重要な人権課題に対する積極的な取組を行うこととしています。

また、1996(平成8)年には、「人権擁護施策推進法」が制定され、2000(平成12)年には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。(P42参照)

この法律に基づき、国は、「国内行動計画」などを踏まえた、「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002(平成14)年に閣議決定しました(平成23年、「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項を追加)。この基本計画に基づき、国は人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

また、2011(平成23)年に発生した東日本大震災やそれに伴う福島第一原発事故、その後も広島市や兵庫県丹波市の集中豪雨災害などが発生し、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。このように、災害は、人々の暮らしのすべてを奪い、理不尽な苦しみを強いいるもので、こうした事態そのものが被災者の人権を大きく損ないます。

また、これに加え、避難生活の長期化に伴うトラブルや、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等、さまざまな人権問題が発生しています。中でも、高齢者や障害のある人、言葉の壁のある外国人など、いわゆる「災害弱者」と言われる人たちが受ける困難は、より大きなものになります。

災害時の人権侵害を防ぐためには、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ち返つて考えることが大切です。ハード面の支援だけでなく、「人と人のつながり」といったソフト面の支援を継続していくことによって、つながりの輪を広げていくことが、被災者の人権を守ることにつながります。

「人権デー」と「人権週間」

国連は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、国連加盟国等に対し、人権啓発・教育活動を推進するためのさまざまな行事を実施するよう呼びかけています。

日本では、この「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を

「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

県では、「人権週間のつどい」(講演会、ミニコンサート等)を開催し、人権週間の意義を広く周知し、人権意識の普及・高揚を図っています。

みんなで
人権
キーワード

災害を他人事にせず

災害には、自然災害に加えて、大規模な火事や爆発、事故、放射性物質の大量の放出などがあります。

これらの災害から、私たちの生命や身体、財産などを守るために、お互いの

人権を尊重しながら、自助・共助・公助が一体となつた取組が必要です。

みんなで
人権
キーワード

基本的人権に立ち返ることから 災害と人権



使う側の権利意識が大切です インターネットと人権

使う側の権利意識が大切です

高度情報化社会が進展し、インターネットや電子メールは、だれでも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、急速に普及しています。

県では、「青少年愛護条例」を2009(平成21)年に改正し、保護者に対し、18歳未満の青少年が携帯電話契約時にフィルタリングを利用して、正當な理由の申出書の提出を義務付けることや、2013(平成25)年度に「保護者のためのネット利用ガイドブック」を作成するなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護するさまざまな取組を進めています。

その反面、匿名性(実際には発信者を特定することは可能)に関する誤った理解により、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する表現が電子メールで流されたり、インターネット上で拡散された生命の尊厳や人と人が支え合う絆の大切さなどの、貴重な教訓の発信や次世代への継承などを図るため、人権施策をはじめとするさまざまな取組を進めてきています。

このような状況に対し、憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関して、「プロバイダ責任制限法」(平成14年)、「個人情報保護法」(平成15年)、「出会い系サイト規制法」(平成20年改正)、「青少年インターネット環境整備法」(平成20年)等の法的な対応や業界の自主規制による対策が進みつつあります。

フィルタリングとは

出会い系サイト、アダルトサイト等、青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。フィルタリングを利用するには、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスや、市販のフィルタリングソフトをインストールするなどの方法があります。

Q インターネットを悪用した人権侵害に関する意識

インターネット(パソコン、スマートフォンなど)を悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(平成25年度人権に関する県民意識調査)より(複数回答)(%)	63.1
第三者が無断で他人の電子メールを開読すること	33.9
他の人のプライバシーに関する情報を掲載すること	33.6
悪質商法によるインターネット取引での被害があること	28.8
差別を助長するような情報を掲載すること	24.2
ポルノ画像など有害なホームページがあること	22.4
捜査対象の未成年者の名前・顔写真を掲載すること	9.7
わからぬ	6.8
その他	0.7
無回答	2.8

兵庫県の取組

県では、21世紀初頭の兵庫のめざすべき社会像と取組を明らかにした、「全県ビジョン推進方策(第1期)」を2002(平成14)年に策定し、その実現のための重点プログラムとして、「人権が生かされる、みんなが主役の共生社会」を位置づけました。さらに、2013(平成25)年5月の「全県ビジョン推進方策(前期)」においては、「家族の絆とさまざまな縁に支えられながら、一人ひとりが尊重され、自立し安心した生活が営める社会」を将来像として描き、その実現に向けた「共生の心を培う人権意識の高揚」を掲げ、さまざまな施策を展開しています。

中でも、1995(平成7)年の阪神・淡路大震災や2011(平成23)年の東日本大震災などからの復旧復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人が支え合う絆の大切さなどの、貴重な教訓の発信や次世代への継承などを図るため、人権施策をはじめとするさまざまな取組を進めてきました。

今後とも、人権の尊重をめぐる国内の動向や、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まながら、人と人のつながりで自立と安心を育む社会の実現に向けて、すべての県民の「共生の心」を培う人権意識の高揚を図り、不当な差別が無い社会であることが実感できる、「安全元気かるさと兵庫」をめざし、人権教育及び啓発に関するさまざまな施策を進めていきます。

兵庫県人権啓発活動シンボルマーク

地球と若葉



国や環境や男女に関する多く、共に明日の地球を育もうというメッセージをこめています。手を取り合うことで生まれた希望の若葉は、心を表すハートの形をしています。

4 日本国憲法で保障されている

だれもが安心して暮らせる社会を 地域と人権

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、包括的な規定とさまざまの人権の個別・具体的な保障規定の中に明文化されています。また、人権を守るために、参政権や請求権も保障されています。

言いかえると、日本国憲法は日本人の人権宣言であると言えます。

自由に生きる権利(自由権)

人はだれでも、それぞれの個性や能力を生かして自分自身の人生を築いていこうとします。どんな人生を築くかは個人の自由であり、強制されるものではありません。

自由権は、日常生活に権力が干渉しないように求める権利であり、権力の抑圧から解放される権利です。日本国憲法では、自由権を三つの角度から、次のように保障しています。

①身体の自由

その第一は身体の自由で、人間の自由の基本です。人を奴隸のように扱ったり、むりやり強制労働をさせたりしてはなりません(第18条)。また、法律の定める手続きなしに、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることの禁止(第31条)、権者の一方的な考え方で人々を逮捕・投獄したり、拷問や残酷な刑罰を加えたりすることももちろん禁止されています(第33～36条)。

②精神の自由

第二は精神の自由です。この精神の自由には、思想・良心の自由など人間の心の中の自由と、それを外に向かって表現する自由の二つの意味が含まれています。精神の自由が保障されなければ、人々の心のはたらきは侵され、人間らしさも失われてしまいます。日本国憲法では、思想及び良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、学問の自由(第23条)を保障しています。また、政治を批判し、政治を正す運動も、言論・集会・結社の自由(第21条)として認められています。

③経済活動の自由

第三は経済活動の自由です。これは財産活用の自由(第29条)、居住・移転及び職業選択の自由(第22条)などが含まれています。現在では、家柄や身分で職業が限定されたり、勝手に財産が奪われたりすることはあります。豊かな生活をめざして、自由な創意や努力を重ね、企業を起こすこともできます。現代の私たちの社会は、経済活動の自由によって大きく発展していました。

地域では、さまざまな人権問題が、日常的な場面で起こっています。それらを改め、皆が笑顔で暮らせるよう「人権文化」あふれる社会を築いていくことが肝要です。

特に、子どもたちにとって地域は、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

一人ひとりが、この「支え合いながら共に生きる」という精神を共有することが大切であり、地域団体やNPO、企業、行政などの組織においても、主体的にできることから一つひとつ取組を積み重ねていくという意識をもつた人を、一人でも多く育していくことが重要です。

があります。
また、すべての人が孤立、排除されない状態ではなく、社会の構成員として迎えられ、支え合いながら共に生きるという考え方(ソーシャル・インクルージョン)が広まっています。

一人ひとりが、この「支え合いながら共に生きる」という精神を共有することが大切であり、地域団体やNPO、企業、行政などの組織においても、主体的にできることから一つひとつ取組を積み重ねていくという意識をもつた人を、一人でも多く育していくことが重要です。

一人ひとりが、この「支え合いながら共に生きる」という精神を共有することが大切であり、地域団体やNPO、企業、行政などの組織においても、主体的にできることから一つひとつ取組を積み重ねていくという意識をもつた人を、一人でも多く育していくことが重要です。



無縫社会と家族を
テーマにした人権啓発ビデオ
「ヒーロー」

平成25年度制作
(公財)兵庫県人権啓発協会
※研修会用に貸し出しました

個性や能力が発揮できる職場づくりを 職場と人権

基本的人権

働く人の能力が発揮されるとともに、性別や年齢、個性が尊重されることになると、差別的な待遇を許さない、機会均等の職場であることが重要であり、その実現に向けて、法整備も進められています。

改正「男女雇用機会均等法施行規則」が2014(平成26)年から施行され、間接差別となり得る措置の範囲の見直しやセクシャル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底等が示されています。また、男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現をめざし、「育児・介護ができるような職場環境の整備を求める改正「育児・介護休業法」が、2012(平成24)年から施行されています。

「障害者雇用促進法」は、障害のある人を一定の割合以上雇用することを義務付けています。「高年齢者雇用安定法」(平成24年改正)では、65歳までの高年齢

者について安定した雇用を確保するための措置を講じることになっています。

その他、過労死や自殺ノーハラスメントなども大きな社会問題となる中、「過労死等防止対策推進法」が2014(平成26)年に施行され、過労死等の防止策を推進し、健康で充実して働き続けることができる社会の実現をめざすこととされています。

そのためには、ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくるというワーク・ライフ・バランスの視点を重視し、従来の働き方の改善や時間外労働の削減、社内コミュニケーションの促進などの取組を進めることができます。

こうした働く人たちの環境や権利について、人権尊重の観点からも見直していく必要があります。

Q 働く人の人権に関する意識

働く人の人権について、あなたが最近、特に問題があると思われるのはどのようにのことですか。



平等の権利

人は、だれでも、等しく尊重され、平等に扱われなければなりません。差別は、人間の尊厳を否定するものであり、絶対に許されるものではありません。しかし、社会に、支配する者とされる者との関係が生まれたときから、さまざまな差別が始まり、それは今も続いています。

権力をもつ者には、人々の間に制度の垣根や心の垣根をつくり、差別を助長することによって、その地位を守り強めようとする者もいました。しかし、人々は、お互いの尊厳を認め合い、平等な関係を築こうとする努力によって、権力者に対抗し、市民革命を成功させました。平等の権利は、市民革命以来、自由に生きる権利とともに求められ、ついに法の下で、だれもが平等な扱いを受ける権利が保障されました。これが、「法の下の平等」という原則です。

こうした働く人たちの環境や権利について、人権尊重の観点からも見直していく必要があります。

● 平成25年度人権に関する県民意識調査より 極度数回答 (%)

問題	50.8%	45.2%	44.7%	22.7%	22.5%	17.5%	13.2%	2.3%	6.8%	1.2%	3.8%
休暇制度があつても取れないような実態があること	50.8	45.2	44.7	22.7	22.5	17.5	13.2	2.3	6.8	1.2	3.8
非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっていること											
長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)が保てないことに											
職場でのいじめや嫌がらせがあることに											
働く意欲や能力があるのに高齢者の雇用と待遇が保障されていないことに											
雇用や昇給、昇進において男女に待遇の差があることに											
待遇が異なる外国人の就職の機会と待遇が保障されていないことに											
わからぬ											
その他											
無回答											

人間らしく生きる権利(社会権)

経済上の不平等が社会の大きな問題となつたことなどから、すべての人間が、人間らしい豊かな生活を送ることができるように、国民が国家に対して保障を要求する権利(社会権)が基本的の人権として認められています。

日本国憲法は、生存権(第25条)・教育を受けける権利(第26条)・労働者の諸権利(第27、28条)の三つの社会権を保障しています。

①生存権

すべての人間に、人間らしいと言えるような生活を保障するという生存権は、1919年のワイマール憲法(ドイツ)で、資本主義国の憲法として初めて認められました。第二次世界大戦後は、世界人権宣言や、多くの国々の憲法で、生存権を保障するようになりました。

日本国憲法は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)と生存権を認め、その保障のために社会福祉や社会保障を進めています。この責務としています。

②教育を受ける権利

人間には、未知の世界を探求したい、豊かな知識や高度な技術を習得したい、という欲求があります。また、子どもには、自分の生活を自分で決められるよう、精神

人権は、概念としてだけではなく、具体性をもってとらえていくことが大切です。日常の身の回りの出来事を他人事とせず「自分のこと」として、人権の視点からとらえ、意識していくことが大切であり、日常生活における気づきを行動に結びつけていくことによって、人権の尊重が文化として根付いていきます。

的に成長して自立したい、という欲求があります。

これらは、「教育を受ける権利」として保障されています。この権利によって、一人ひとりが人間としての個性や能力を伸ばし、主権者としての自覚と判断力を培っていくのです。

今日では、国民の「教育を受ける権利」を保障するために、義務教育を無償とし、国や地方公共団体に学校の建設や教員の配置などの教育条件を整備しています。

③労働者の権利

日本国憲法は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」(第27条)と定めています。また、労働者が労働組合をつくること(団結権)、労働組合が賃金など

の労働条件について雇い主と交渉すること(団体交渉権)、労働条件の改善のためにストライキなどを実行する争議行為(団体行動権)を認めています(第28条)。これらの諸権利をまとめて、労働基本権(労働三権)と言います。

参政権

日本国憲法は、国民自身が政治の上で重要な役割を果たす権利を定めています。この権利を参政権と言い、国民はこれによって権力を国民の意思の下におき、

人権を守ることができます。

参政権の中心は、国民の代表を選ぶ権利(選挙権)と代表に立候補する権利(被選挙権)です。明治憲法下では、納税額や性別などで選挙権が制限されていましたが、現行憲法の下では、成年者による普通選挙を保障しています(第15条)。

また、進んで自分たちの要求を国や地方公共団体の機関に訴えること(請願権)(第16条)、さらに、最高裁判所裁判官の国民審査権(第79条)、市区町村など地方公共団体での住民投票権(第95条)、憲法改正の国民投票権(第96条)なども、重要な参政権です。

請求権

権利を侵害されたり、不適当に不利益を受けたとき、損害の回復が保障されること(団結権)、労働組合が賃金なども大切な権利です。国民はだれでも、裁判所に訴えて、自分の権利を主張し、公正な裁判を受けることができます(第32条)。公務員の不法な行為によって損害を受けた人や、裁判で無罪になつた人が償いを請求する権利(第17条、第40条)も保障されています。

生き方、かかわり方の問題として 学校と人権

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育を中心的役割を担うのが学校です。各学校においては、知・徳・体の調和のとれた人間を育成するために、子どもたちに「生きる力」を培うことを大きな柱として、2008(平成20)年に国の「人権教育の指導方針等の在り方について」「第三次とりまとめ」が出されたことを踏まえて、人権教育の改善・充実に努めています。

しかししながら、社会情勢の変化に伴い、学校や子どもを取り巻く環境も大きく変化し、いじめ・暴力行為・不登校といった問題行動をはじめ、人権にかかわる教育課題も多様化しています。メールや掲示板などに加え、SNSや無料通信アプリなど新しい形態によるインターネット上でのいじめの件数が増加しており、それに伴う不登校や自殺なども深刻な問題になっています。

県においては、1998(平成10)年に策定した「人権教育基本方針」に基づき、さまざまな体験活動や交流を通して、人権尊重の意義や重要性を理解し、命の大切さや自己に対する肯定的な態度と、「共生社会」の実現に向けて主体的に取り組む実践力を育成しています。兵庫型「体験教育」と言われる「自然学校」や「トライアル・ワーク」などの体験活動は、県が先進的に取り組み、社会的自立の基礎づくりや自尊感情の育成、社会活動への参画意識の形成などに大きな成果をあげています。

さらに、「第2期ひょうご教育創造

プラン(兵庫県教育基本計画)」を2014(平成26)年に策定し、「兵庫が育むところ豊かで自立した人づくり」の実現に向けて、人権教育の取組を進めています。

「子は、親を映す鏡」と言われるようにな学校は、社会を映す鏡」でもあります。子どもたちの人権尊重という観点から、安全で安心して学べる環境づくりが重要です。学校を取り巻く問題に、教職員をはじめ大人たちの「生き方、かかわり方」が問われています。